

愛知地方最低賃金審議会 第2回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和5年7月31日(月) 午後3時00分～午後5時10分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 中山委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 大脇委員、木戸委員

(使用者代表委員) 梶原委員、太箸委員、堀江委員

(事務局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
名倉課長補佐、大口賃金指導官、吉田賃金調査員、久保賃金調査員

議 題 (1) 令和5年度愛知県最低賃金の改正について
(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

専門部会の開催にあたり事務局より御案内いたします。本日の専門部会は、報道機関による撮影が予定されており、冒頭の撮影終了後に開会といたします。報道機関の方で冒頭の撮影等を御希望の方はお願いいたします。

(報道機関撮影)

○大口賃金指導官

よろしいでしょうか、撮影はここまでとさせていただきます。

ただいまから、令和5年度愛知地方最低賃金審議会第2回愛知県最低賃金専門部会開催にあたり事務局より御案内いたします。本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.4を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、以降の議事進行を中山徳良部会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○中山部会長

それでは、定刻になりましたので、ただ今より第2回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は委員の出席状況について報告をお願いいたします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は委員 3 名全員が御出席、労働者代表委員は、安藤委員が欠席され 2 名が御出席、使用者代表委員は 3 名全員が御出席となっております。委員定数 9 名中 8 名が御出席され、また公労使各側委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されています。このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告させていただきます。

○中山部会長

事務局より定足数を満たしていることを確認していただきましたので、これから議事を進めたいと思います。

まず議題（1）「令和 5 年度地域別最低賃金の改正について」です。本日の資料につきまして、事務局より説明してください。

○平井賃金課長

資料目次の次のページから、下の中央に通しページ番号を付しております。また、それぞれの資料の最初のページの右肩には資料番号を付けております。

まず 1 ページの資料 No. 1 をご覧ください。資料 No. 1 の「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」及び別紙 1、別紙 2 は本日、第 510 回愛知地方最低審議会にて御説明させていただいたとおりです。通し 3 ページの別紙 1、「公益委員見解」の項目 1 のところに目安額の表がございまして、愛知県を含む A ランクの引上げ額目安は「41 円」となっておりますのでございます。

通し 27 ページの資料 No. 2 をご覧いただきたいと思います。こちらの方は本審で少し説明させていただきましたが、「令和 5 年最低賃金に関する基礎調査に基づく総括表」です。対象地域は愛知県全域で、令和 5 年 6 月 1 日において事業所に雇用される労働者の、6 月における給与の時間当たりの所定内賃金額が調査の内容です。調査票の回答にあたっては、支給実績ではなく、6 月において労働者の方が欠勤・遅刻・早退をすることなく働き、皆勤した場合に支払われるべき基本給、諸手当を算出し記入をいただいております。

27 ページからの、「総括表（1）」と記載されているものにつきましては、全産業の集計で、「規模別、地域別、年齢別表」となっています。一番左の列が調査結果における労働者の時間当たりの所定内賃金額を階級別に示した欄となります。

その右の各欄における数値は、当該金額以下の労働者数を累計して示しています。労働者の下のカッコ書きされた数値は、労働者全体に占める割合をパーセントで表示したものです。例えば、全産業における合計数、左から 2 列目ですが一番上の 985 円以下の労働者数が 19,036 人となっています。985 円の下に赤い線を引いておりますが、この線より上が、現行の愛知県最低賃金時間額 986 円未満の人数となります。985 円までの累計人数 19,036 人が現在の愛知県最低賃金 986 円未満の労働者数となります。本年 7 月 28 日現在のところ、労働者数全体の合計が

109万6,766人ですので、この合計人数に対する愛知県最低賃金未満の人数割合は、カッコ内に記載のとおり1.7パーセントとなります。これが現在の愛知県最低賃金額を下回る労働者の割合すなわち「未満率」です。また、愛知県最低賃金が986円から引き上げられた場合、当該金額の一段上の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数の割合となります。こちらが「影響率」となります。

通し31ページからは、「総括表(2)」と記載されておりますが、全産業についての集計で、「性別、年齢別表」となっております。

通し35ページをご覧ください。資料3は、平成25年度から昨年度(令和4年度)までの愛知県最低賃金額の推移に伴う未満率及び影響率を表や折れ線グラフに示しております。表の中で、各年度の愛知県最低賃金額の下に記載された「第1・20分位数」は下から5%の層の金額、「第1・10分位数」は下から10%の層の金額、「第1・四分位数」は下から25%の層の金額になります。その下に「未満率」「影響率」の推移が記載をされています。

最後に、通し36ページ目の資料4は、平成25年度から昨年度(令和4年度)までの愛知県最低賃金引き上げ状況の推移です。左端の「区分」の列をご覧くださいますとおり、赤色の網掛け部分のところに愛知県最低賃金の時間額、引き上げ額、目安額等の推移を掲載しております。目安額が示されなかった令和2年度を除き、各年度における目安額を示しています。その下には、特定最低賃金9業種の引き上げ額等の推移を掲載しています。

○中山部会長

今、事務局から説明がありました資料について、何か御質問等がございますでしょうか。

(質問等なし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。

前回行いました第1回専門部会では、本年度における愛知県最低賃金改正審議に向けた労働者側、使用者側双方から基本的な考えをお伺いいたしました。

本日は中賃の目安金額も示されておりますので、改正金額を含めまして、改めて労働者側、使用者側のお考えをお伺いしたいと思います。

まず、労働者側からお願いできますでしょうか。

○大脇委員

まず目安額が午前中示されましたので、それに対する受け止めとして述べさせていただきます。本年度の中賃では、急激な物価高騰を背景に、3要素の中でも労働者の生計、賃金に重点を置いた議論であったと認識しております。その中で出された、Aランク41円、Bランクの40円、Cランクの39円の目安は、ランク別では

差はあるのですが、過去最大の引上げ幅だということで、最低賃金の引上げの流れは継続されていて、セーフティネットとしての機能を強化された現れだと捉えております。また、答申の中で先ほどの資料も、方針の方でも御紹介いただきました、今日配られている資料の通しの 8 ページの答申の内容で、「力、地方最低賃金審議会への期待等」で、中央の会長の方からのメッセージということで、ここでも 5 行目の途中からにある、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。あとは、今年度の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があると言っています。またこれまで取り組んできた地域間格差の是正も引き続き図ることを特に配慮して検討されたものであるということで、この 41 円がこういった背景で出されたというのもここで述べられていて、そこを期待されていると捉えております。

そのような上で、私たちは A ランクにあたる愛知として相応しい地域別最低賃金がどうあるべきか、今後の審議で議論を深めていきたいと思っております。

○中山部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側お願いいたします。

○梶原委員

それでは私の方から、使用者側の現状ということで意見を述べたいと思います。目安ということで、全国的には 1,000 円を超える、で、愛知としては 41 円というような引上げが示されたというようなところでございます。こういった目安が示されたというところで企業をめぐる情勢というところですが、これも改めて申し上げるまでもないのかなというように思いますけれども、ウクライナ等の国際情勢、それから金融政策による景気減速懸念、こういった経営の改善に向けた環境というのは決して改善しているわけではなくて、厳しいものが続くというように考えております。こうした中で業績が回復途上で、生産性向上のための設備、人材への投資原資が十分に確保できていない中小、零細、小規模企業というのはまだまだ沢山あるのは、これまた事実だというふうに思っております。こうした中で、先ほど申し上げました過去最高という引上げ幅が示されたというような事につきましては、そういった企業の事業継続や雇用、こういったものへ与える影響はとても大きいものだなと思っておりますし、そういった影響がひいてはこの地域経済への悪い影響が及ぶということも懸念される状況だと考えております。

こうした内容を背景といたしまして、我々使用者側としても、そうはいっても賃金を上げていくことについては理解をしているということでございますので、最低賃金についても企業の生産性向上、それから経営改善によって原資を確保することを前提に、それに見合う適正な引上げに関して丁寧な議論をしてみたいと考えております。引上げに関しましては、従来どおり申し上げますとおり法律に定められております 3 要素、生計費、賃金、通常の支払能力をベースにしたいと、これは当然でございますけれども、それと合わせまして物価の動向、雇用、労働情

勢、企業業績、こういったものと合わせて生産性向上の内容、そういったことも総合的に勘案して精度高いデータによる議論をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○中山部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方の委員の方からお考えを伺いました。双方まだ、考え方に一定の隔たりがあると思いますので、ここで本専門部会について、一旦休憩とさせていただいて、労使双方と公益の個別の打ち合わせを行いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○中山部会長

では、これから個別打ち合わせを行いたいと思います。まず、労働者側の方から御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山部会長

それでは、本専門部会を一旦休会といたします。

(一旦休会)

○中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

ただ今、最低賃金の金額改正に向けまして、労働者側、使用者側と個別の打ち合わせによりまして、お考えを伺いました。

それぞれ、まだ考え方に隔たりがございます。現時点で、労使双方から金額改正に向けての考えを改めてお伺いしたいと思います。まず、労働者側代表委員の方からお願いいたします。

○大脇委員

個別協議、ありがとうございました。その中で考え方を述べさせていただきましたし、今日お配りしている資料も一貫して主張は変えていないのですが、その中にも述べているとおりですが、午前中の本審の中で意見書をいただきました内容で、その中に記載があった 1,500 円という、数字としても理解できるところがあるかなというのは認識しております。ただ、今の金額、986 円に対して 1,500 円はかなり乖離が大きいということで、中期的な目標としては 1,500 円というのはあると考えておりますので、直近、今年の審議ということで短期的なところでみていく

時に、我々も、計算やデータに基づいていろいろ考えている中で、今回の目安、Aランク41円はちょっとまだ足りないかなところは考えておりますので、また引き続きそちらを主張していきたいなと思っております。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者側代表委員お願いいたします。

○梶原委員

議論ありがとうございました。本日まだ2回目ということになりますので、引き続き議論を深めていく必要があると感じております。先ほども申し上げましたけれども、我々、経営側といたしましては、最低賃金の引上げの必要性は理解した上で、決定の要素であります、労働者の生計費、賃金、支払能力とこういったものに関して、様々なデータから、裏付けとなるデータをきちんと確認しながら議論を深めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○中山部会長

ただ今、最低賃金の改正に向けまして、労働者側、使用者側からお考えを伺いましたけれども、まだお考えには開きがございまして、今の段階では合意には至っておりません。このため、専門部会におきましては、継続審議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次回、労使双方の御協力を賜りながら円滑な審議を行い、部会報告を取りまとめる方向でいきたいと思っておりますので御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題(3)「その他」に入りますが、労使各側から、何かございましてでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいですか。事務局から何か、連絡がありますでしょうか。

○高橋主任賃金指導官

では次回の御連絡をさせていただきます。次回、第3回専門部会の日程についてです。8月2日水曜日、午後1時30分から、こちらの合同庁舎第2号館の3階共用会議室にて開催をいたします。よろしくお願い申し上げます。

○中山部会長

今の事務局からの連絡に対しまして、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。他に、労使委員から御意見がありましたらお願いします。

○梶原委員

すみません、8月2日は、1時30分ですか、1時ではないですか。

○高橋主任賃金指導官

1時30分です。

○堀江委員

1時30分ですか。

○高橋主任賃金指導官

よろしいでしょうか、1時30分です。

○梶原委員

最初にいただいた資料だと、13時、1時となっています。

○高橋主任賃金指導官

ということだったのですけれども。

○梶原委員

変更ということですか。

○高橋主任賃金指導官

そうです、少し遅らせてということでもよろしいでしょうか。

○梶原委員

わかりました。

○高橋主任賃金指導官

1時30分ということをお願いします。

○梶原委員

堀江さん、大丈夫ですか。

○堀江委員

何とかします。

○伊勢労働基準部長

本当に難しいようであれば、仰っていただければ。

○堀江委員

判りました、何とかします。

○中山部会長

はい、1時30分からということをお願いします。難しいようでしたら言われましたように事務局の方へ申出をお願いいたします。

はい、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、専門部会は閉会といたします。本日は、お疲れさまでした。

ありがとうございました。

(令和5年7月31日)第2回愛知県最低賃金専門部会 議事録